３．引当金の計上基準

⑴　賞与引当金及び役員賞与引当金

役職員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

⑵　時効保険金等払戻引当金

時効処理を行った保険金等について契約者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。

４．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

５．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

６．支払備金の計上根拠及び計上基準

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成17年法律第101号）第24条の規定に基づき、支払義務が発生した保険金等のうち、まだ支出していない金額を計上しております。

ただし、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）第28条第２項の規定に基づき、再保険を付した部分に相当する簡易生命保険支払備金は、積み立てておりません。

Ⅱ　貸借対照表関係

１．金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

ア　金融商品に対する取組方針

自己資金に係る資産運用については短期的な預金並びに安全性の高い国債、地方債及び政府保証債に限定して取り組んでおります。

イ　金融商品の内容及びそのリスク

旧日本郵政公社から承継した貸付金、郵便貯金については、法令等に基づく契約により、当該金融商品に係る業務委託先である株式会社ゆうちょ銀行又は株式会社かんぽ生命保険との間で同額・同一取引条件の借入金又は特別貯金が計上されていることから、当法人はこれらの金融商品に係る金利変動等のリスクを実質的には負っておりません。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
①　有価証券			
満期保有目的の債券	16,392,048,116	16,363,530,000	△　28,518,116
②　貸付金	1,650,991,307,579	1,678,356,982,190	27,365,674,611
③　郵便貯金	(321,067,657,113)	(321,067,657,113)	—
④　長期借入金	(1,650,991,307,579)	(1,678,356,982,190)	(27,365,674,611)

（注１）　負債に計上されているものは、(　) で示しております。

（注２）　満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

（単位：円）

区　分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
国債	—	16,400,000,000	—	—
合　計	—	16,400,000,000	—	—

⑶　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

ア　時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：円）

	時　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
①　有価証券				
満期保有目的の債券	16,363,530,000	—	—	16,363,530,000
②　貸付金	—	—	1,678,356,982,190	1,678,356,982,190
資産計	16,363,530,000	—	1,678,356,982,190	1,694,720,512,190
③　郵便貯金	—	321,067,657,113	—	321,067,657,113
④　長期借入金	—	—	1,678,356,982,190	1,678,356,982,190
負債計	—	321,067,657,113	1,678,356,982,190	1,999,424,639,303

(注)　金融商品の時価の算定方法

①　有価証券

債券については、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値を用いて評価しております。国債は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

②　貸付金

貸付金のうち、保険契約者貸付については、当該貸付けを解約還付金の範囲内に限るなどの特性、平均貸付期間が短期であること及び金利条件から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

また、貸付金のうち、地方公共団体貸付については、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

なお、貸付金については、レベル３の時価に分類しております。